

一般社団法人埼玉県作業療法士会 広報部学生サポーター謝礼規程

(目的)

第 1 条 この規程は、広報部学生サポーターへの謝礼について必要な事項を定めるものである。

(謝礼対象者)

第 2 条 埼玉県内の作業療法士養成校に在籍中の学生であり、かつ当法人の広報部学生サポーターとして登録された者を対象とする。

(謝礼の対象となる活動)

第 3 条 謝礼の対象となる活動は、当法人広報誌の製作に資する活動であり、広報誌編集会議への参加、および広報部会議への参加とする。

(謝礼)

第 4 条 第 3 条に定める活動に出席した第 2 条に定める謝礼対象者には、対価として謝礼を支給することができる。

(謝礼の基準)

第 5 条 謝礼の基準は、会議研修手当規程、会務作業手当に関する規程に準じることとする。

(規程の変更)

第 6 条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

この規程は、2022 年 8 月 18 日から施行する。

この規程は、2023 年 10 月 12 日から施行する。